

第1章 THEME 4 性犯罪と刑法改正

70頁以下で紹介しましたとおり、法改正の進められた結果、本年（2023年）6月16日に「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」（令和5年法律第66号）および「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」といいます）が成立しました。一部の規定を除いて、同年7月13日から施行されています。

以下、本改正の内容の概要を紹介します。

1 刑法関係

(1) 罪名の改称

強制わいせつ罪（旧176条）・準強制わいせつ罪（旧178条1項）、強制性交等罪（旧177条）・準強制性交等罪（旧178条2項）の名称が、不同意わいせつ罪（176条）、不同意性交等罪（177条）に改められました。「不同意」とは、「同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じ」ることをいうとされ、8類型の対象行為・事由（①暴行・脅迫、②心身の障害、③アルコール・薬物の摂取、④睡眠その他の意識不明瞭、⑤不意打ち、⑥恐怖・驚愕、⑦虐待、⑧経済的・社会的関係に基づく不利益の憂慮）が例示されることによって要件が明確化されました（176条1項、177条1項）。また、わいせつな行為ではないと誤信させたり、人違いをさせ、または相手がそのような誤信・人違いをしていることに乗じる場合も同様であるとされました（176条2項、177条2項）。

(2) 性交同意年齢の引上げ

性交同意年齢（性的判断能力が備わる年齢）が13歳以上から16歳以上に引き上げられ、「16歳未満」の者に対するわいせつな行為、性交等は、同意の有無を問わず、処罰されることになりました。ただし、13歳以上16歳未満の者に対する場合は、行為者が5歳以上年長である場合に限られます（176条3項、177条3項）。

(3) 性交等の範囲の拡大

「性交等」に、性交・肛門性交・口腔性交の他、膣や肛門に身体の一部又は物を挿入する行為も含まれることになりました（177条1項）。

(4) 配偶者間の確認規定

不同意わいせつ罪、不同意性交等罪は、配偶者間でも成立することが明記されました（176条1項、177条1項）。

(5) 面会要求等罪の新設

16歳未満の者に対して、わいせつの目的で、不当な手段を用いて面会を要求する行為、その結果面会をする行為、性的姿態等の映像送信を要求する行為が新たに処罰されることになりました（182条）。

2 刑事訴訟法関係

(1) 公訴時効期間の延長

性被害の申告が難しい等の性犯罪の特性をふまえ、公訴時効期間がそれぞれ5年延長されることになり(250条3項)、不同意性交等罪、監護者性交等罪は15年、不同意わいせつ罪、監護者わいせつ罪は12年、致傷結果が生じた場合は20年に公訴時効期間が延長されました。さらに、性犯罪の被害者が18歳未満である場合は、18歳になるまでの期間がさらに加算されることになりました(同条4項)。

(2) 被害者等の供述・供述状況の記録媒体の証拠能力

被害者等の供述・供述状況が記録された媒体について、伝聞法則の例外として、条件付きで証拠能力を付与する特則規定が新設されました(321条の3)。

3 性的姿態撮影等処罰法関係(新法)

他人の性的な姿を盗撮等一定の態様・方法で撮影する行為や、その画像を提供、公然と陳列する行為、提供等の目的で保管する行為、ライブストリーミングにより配信する行為等を処罰する規定が整備されるとともに、撮影行為により生じた物の複写物等の没収、および検察官が保管する押収物に記録された性的姿態等の画像・映像データを、刑事裁判の有罪判決を経ずに消去、廃棄できる行政措置が新たに導入されました。

[北川 佳世子]

第3章 THEME 3 『罰する』ことの意味

271頁「(c) 今後の展開」で紹介しましたとおり、改正作業が進められた結果、2022年6月13日に、「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)が成立しました。

この改正法では、(1)懲役および禁錮を廃止して拘禁刑を創設し、その処遇内容等を定めるとともに、(2)執行猶予の言渡しをすることができる対象者の拡大等の措置、(3)罪を犯した者に対する刑事施設その他の施設内および社会内における処遇の充実を図るための規定の整備が行われました。あわせて(4)侮辱罪(刑法231条)の法定刑の引上げも行われています。

本改正は、公布(2022年6月17日)から3年以内に政令で定める日から施行されます。ただし、上記(3)は(一部を除き)2023年12月1日施行、(4)は2022年7月7日施行です。

[有斐閣編集部]